九　令和二年十月三十一日までに、特定県及び特定市町村（地方団体に対して交付すべき令和二年度分の震災復興特別交付税の額の算定方法、決定時期及び決定額並びに交付時期及び交付額等の特例に関する省令（令和二年総務省令第五十五号）第二条第一項第五十八号に規定する特定市町村をいう。以下この号及び附則第十条第一項第九号において同じ。）に、東日本大震災に係る災害復旧等に従事させるため地方自治法第二百五十二条の十七の規定により特定県及び特定市町村以外の地方公共団体から派遣され、当該地方公共団体の職務に復帰した職員について、当該職員のメンタルヘルス対策に要した経費として総務大臣が調査した額

２　令和二年度に限り、第二条第一項第一号の表第三号、第四号、第六号、第八号、第十一号、第四十五号、第五十二号及び第六十七号の規定は、東日本大震災については、適用しない。

（東日本大震災に係る市町村の十二月分の算定方法の特例）

第九条　令和二年度に限り、第三条第一項第一号イの額は、同号イの規定によつて算定した額に、次の各号によつて算定した額（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）の合算額を加えた額とする。

一　令和二年十月三十一日までに東日本大震災の被災地域の応援等に要した経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額（特定被災地方公共団体である市町村及びその区域が特定被災区域（法第二条第三項に規定する区域をいう。）内にある特定被災地方公共団体以外の市町村（以下「特定市町村」という。）以外の市町村にあつては当該額に〇・八を乗じて得た額）

二　令和二年十月三十一日までに東日本大震災の被災者の受入れ等の支援に要した経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額（特定市町村以外の市町村にあつては当該額に〇・八を乗じて得た額）

三　前条第一項第三号に規定する算定方法に準じて算定した額

四　前条第一項第四号に規定する算定方法に準じて算定した額

五　令和二年十月三十一日までに、特定市町村以外の市町村について、原子力発電所の事故により当該原子力発電所から放出された放射性物質により汚染された土壌等の除染に要した経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額

六　令和二年十月三十一日までに、特定市町村以外の市町村について、原子力発電所の事故に伴い実施する風評被害対策等に要した経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額

七　前条第一項第七号に規定する算定方法に準じて算定した額

八　前条第一項第八号に規定する算定方法に準じて算定した額

九　前条第一項第九号に規定する算定方法に準じて算定した額

２　令和二年度に限り、第三条第一項第一号イの表第一号、第六号、第七号、第八号、第三条第一項第一号ロの表第一号、第三号、第三条第一項第二号の表第一号、第三条第一項第三号イの表第八号、第九号、第十七号、第六十三号及び第三条第一項第三号ロの表第一号の規定は、東日本大震災については、適用しない。

第十条～第十一条　略

九　令和元年十月三十一日までに、特定県及び特定市町村（地方団体に対して交付すべき平成三十一年度分の震災復興特別交付税の額の算定方法、決定時期及び決定額並びに交付時期及び交付額等の特例に関する省令（平成三十一年総務省令第五十四号）第二条第一項第五十一号に規定する特定市町村をいう。以下この号及び附則第十条第一項第九号において同じ。）に、東日本大震災に係る災害復旧等に従事させるため地方自治法第二百五十二条の十七の規定により特定県及び特定市町村以外の地方公共団体から派遣され、当該地方公共団体の職務に復帰した職員について、当該職員のメンタルヘルス対策に要した経費として総務大臣が調査した額

２　令和元年度に限り、第二条第一項第一号の表第三号、第四号、第六号、第八号、第十一号、第四十七号、第五十四号及び第六十九号の規定は、東日本大震災については、適用しない。

（東日本大震災に係る市町村の十二月分の算定方法の特例）

第九条　令和元年度に限り、第三条第一項第一号イの額は、同号イの規定によつて算定した額に、次の各号によつて算定した額（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）の合算額を加えた額とする。

一　令和元年十月三十一日までに東日本大震災の被災地域の応援等に要した経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額（特定被災地方公共団体である市町村及びその区域が特定被災区域（法第二条第三項に規定する区域をいう。）内にある特定被災地方公共団体以外の市町村（以下「特定市町村」という。）以外の市町村にあつては当該額に〇・八を乗じて得た額）

二　令和元年十月三十一日までに東日本大震災の被災者の受入れ等の支援に要した経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額（特定市町村以外の市町村にあつては当該額に〇・八を乗じて得た額）

三　前条第一項第三号に規定する算定方法に準じて算定した額

四　前条第一項第四号に規定する算定方法に準じて算定した額

五　令和元年十月三十一日までに、特定市町村以外の市町村について、原子力発電所の事故により当該原子力発電所から放出された放射性物質により汚染された土壌等の除染に要した経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額

六　令和元年十月三十一日までに、特定市町村以外の市町村について、原子力発電所の事故に伴い実施する風評被害対策等に要した経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額

七　前条第一項第七号に規定する算定方法に準じて算定した額

八　前条第一項第八号に規定する算定方法に準じて算定した額

九　前条第一項第九号に規定する算定方法に準じて算定した額

２　令和元年度に限り、第三条第一項第一号イの表第一号、第六号、第七号、第八号、第三条第一項第一号ロの表第一号、第三号、第三条第一項第二号の表第一号、第三条第一項第三号イの表第八号、第九号、第十七号、第六十四号及び第三条第一項第三号ロの表第一号の規定は、東日本大震災については、適用しない。

第十条～第十一条　同上